

練情審査発第 16 号

平成 16 年 8 月 30 日

練馬区長 殿

練馬区情報公開および個人情報保護審査会

自己情報一部開示決定に対する異議申立ての審査について
(答申)

平成 15 年 11 月 6 日付け練総情発第 114 号で諮問 (諮問第 42 号) を受けた「 丁目
区民農園管理協力員に対する解雇請求の内容」に係る自己情報一部開示決定に対する異議
申立てについて、当審査会は、審査の結果を別紙のとおり答申いたします。

(答申第 27 号)

答申書（答申第 27 号）

1 審査会の結論

練馬区長（以下「実施機関」という。）が、平成 15 年 9 月 30 日付けで行った、「丁目区民農園管理協力員に対する解雇請求の内容」（以下「本件公文書」という。）に係る自己情報の開示請求について、一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、練馬区個人情報保護条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 79 号。以下「条例」という。）の解釈および運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件公文書の自己情報開示請求に対し、平成 15 年 9 月 30 日付けで実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、異議申立書および口頭意見陳述において本件異議申立てに至る経過および理由を詳細に述べた上で、おおむねつぎのように主張している。

(1) 本件公文書の内容について

ア 本件公文書には 4 つの罷免要求理由が書かれているが、ここに挙げられている行為を私は一切行ったことはない。そのうちの 2 つは、実際に農園利用者が行った不法な行為である。他の利用者と私に注意されたことを逆恨みして、私が行ったかのように書いて提出されたものである。

イ 本件公文書の内容について、練馬区から事実確認をしてほしかった。事実確認を行ったうえで、一つでも事実であれば罷免されてもやむを得ないと思う。

(2) 罷免要求者について

ア 21 名もの人がこういう悪質な内容を書いて陥れるという不法行為は認められない。そういう人たちが個人情報で守られるということに大変疑問がある。

イ 不法行為は犯罪だから行政が犯罪を保護することはあってはならないと思う。陳情書だから、個人情報だから守るとするのは疑問がある。

ウ 総務省などの行政機関に本件について問い合わせたところ、個人情報として守るという練馬区の対応には疑問があるとの回答をもらった。

(3) 人権侵害について

ア 本件公文書は明らかに他人の人権や名誉を著しく傷つけるものであり、見過ごすことはできない。何人であっても、名誉や人権や社会的な地位は守られるべきと考

える。

イ 農園に行くと、「俺たちが署名したからあいつはくびになったのだ。」と言われて
いる。親しい人も信用してくれる人くれない人がいるが、誰も私の代わりに信用を
回復してくれない。

ウ 私は個人営業だから、ありもしないことが噂になると仕事にプラスにならない。
個人情報だ、陳情書だということで保護されてしまうとどうすることもできない。

4 実施機関の説明の要旨

上記異議申立人の主張に対し、実施機関は、非開示理由説明書および補充説明書にお
いて本件公文書を一部開示とした理由についてつぎのように説明している。

(1) 本件公文書の性格について

実施機関は、非開示理由説明書によれば、本件公文書の性格についてつぎのように
述べている。

ア 本件公文書は、丁目区民農園管理協力員であった異議申立人に関して当該
農園利用者から寄せられた陳情文書である。当該文書には、異議申立人の罷免を求
める趣旨の内容とともに、利用者の署名押印が記載されているものである。したが
って、当該箇所は、第三者に関する情報である。

イ なお、本件公文書に記載されている罷免要求項目について、実施機関としては受
理したのみであり、事実関係についての確認はしていない。

(2) 保護条例上の非開示理由

ア 条例第 19 条第 2 項第 4 号は、「開示することにより、第三者の権利利益を不当に
侵害するおそれのあるもの」に該当する場合、自己情報の開示請求に応じないこと
ができる」と規定している。本件公文書中利用者の署名押印が記載されている箇所は
上記記載のとおり第三者情報であり、一般に苦情、告発といった陳情に係る文書に
ついて陳情者はその相手方に陳情者に関する情報が開示されることを想定しておら
ず、むしろ秘匿されることを前提に実施機関に提出しているといえる。

イ したがって、本件公文書における第三者情報については、開示することにより第
三者のプライバシーや社会生活上の利益を侵害するおそれがあるため、非開示とし
たものである。

(3) 本件異議申立てに対する実施機関の意見

実施機関は、本件異議申立てに対する意見を非開示理由説明書においてつぎのように
述べている。

ア 異議申立人は異議申立書の中で「罷免要求の内容は全て嘘であり、当方には全く

覚えがありません。」、「この様な文章を送っても、個人情報の下で保護されるものならば、誰でもやりますし、一般の人々の日々の暮らしが根底から崩れるものと考えられます。」と主張している。

イ しかしながら、異議申立人の管理協力員解任については、本件公文書が提出される状況の中で、異議申立人が管理協力員としての適性を欠く書簡を他の農園利用者宛てに送ったことをもって、実施機関として決定したものである。すなわち、本件公文書は異議申立人の管理協力員としての適格性の有無を判断する契機となったに過ぎず、よって異議申立人の主張は失当と考える。

5 当審査会の判断理由

当審査会の審査結果は、つぎのとおりである。

(1) 判断に当たったの前提

ア 当審査会は、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例（平成12年3月練馬区条例第81号）第1条の規定に基づき設置されたもので、実施機関による自己情報の非開示等決定に対し異議申立てがあった場合において、条例第29条の規定に基づき実施機関の諮問に応じ、その非開示等決定が条例の解釈運用を誤ったものであるか否かについて審査して実施機関に答申する機関である。したがって、当審査会は、本件処分の是非を、あくまで、条例に則して判断するものである。

イ 条例第19条は、区民等の自己情報の開示請求について規定している。同条第2項各号は、自己情報の開示請求に対し、例外的に当該開示請求に応じないことができる事項について定めている。

ウ 当審査会は、条例のこれらの規定に則して、本件処分の適否について判断する。

(2) 本件公文書の内容および性格

ア 本件公文書は、丁目区民農園利用者から実施機関に提出された要望文書である。その内容は異議申立人の区民農園管理協力員の罷免を要求するものであり、当該農園利用者の署名押印がなされている。また、当該署名部分には、住所、氏名が記載されているものである。

イ 区の行政サービスに対して区民等が意見を述べる場合、例えば区のホームページから区政へ意見を送信する場合をみると、当該ホームページに「ご記入いただいた個人情報、個人が特定されるご意見の内容については、法による守秘義務および練馬区個人情報保護条例により取り扱い、第三者に漏らすことはありません。」と表記して、意見、要望提出者に当該個人情報が秘匿、保護されることを事前に周知していることが認められる。また、実施機関内部においても広聴事務の手引きの中で「区

民の声」対応の基本姿勢4』として『「区民の声」の対応にあたっては、個人情報の保護に充分留意し、申し出たことにより、当該申出人に不利益が被らないよう、細心の注意をはらうことが重要です。』と定め、当該申出者の個人情報保護に一層の注意を求めている。

ウ これは、区の行政サービスに対して区民等が苦情、要望等を提出する場合、当該申出者はサービス改善を求めているのであって、当該要望と対立する者に対しては当該申出者に係る個人情報は秘匿、保護されることを前提としているとの認識に立つものであり、逆に当該申出者の個人情報が外部に提供されることとなると行政に対して意見、要望が出せなくなるおそれがある。

エ これを本件公文書について照らしてみると、その内容の趣旨は当該区民農園の利用改善であり、異議申立人の罷免を要求した農園利用者らは本件公文書の提出にあたって自己の個人情報について秘匿、保護されることを前提としているものと認められる。

(3) 第三者情報該当性について

ア 条例第 19 条第 2 項第 4 号は、「開示することにより、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのあるもの」に該当する場合は、自己情報の開示請求に応じないことができる」と規定している。これは、開示請求者の自己の個人情報開示に関して、第三者の権利利益との競合が起こるような場合について規定したものである。

イ ここでいう「第三者」とは、開示請求に係る個人情報の本人以外の個人、法人およびその他の団体をいう。

ウ これを本件公文書についてみると、非開示部分の内容は本件公文書の提出者の住所、氏名を記した部分とその個人の印影である。これらはいずれも個人を識別することのできる情報であり、個人情報に該当する。

エ したがって、本件公文書中非開示部分は条例第 19 条第 2 項第 4 号に規定する第三者情報に該当すると認められる。

(4) 条例第 19 条第 2 項第 4 号該当性について

ア 条例第 19 条第 2 項第 4 号により非開示とできるのは、当該情報が第三者情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのあるものである。そこで、当該権利利益の侵害性について判断する。

イ 上記(2)において認定したように、区の行政サービスを受ける区民等は当該サービスに関する苦情、要望等を区に対して述べる権利を有しており、その苦情、要望等の提出にあたっては本人に関する個人情報が秘匿、保護されることを前提としてい

る。

ウ これが開示されることとなると、当該要望提出者に対して、これと対立する立場の者からの様々な形の抗議が行われるおそれが発生し、直接的には当該要望提出者のプライバシーや社会生活上の利益を侵害するおそれがあると認められる。また、間接的には、区への苦情、要望等を述べる権利を阻害することにつながるおそれがある。

エ そして、本件公文書についてみると、本件罷免要求者について、上記権利侵害のおそれが認められるため、本件公文書は条例第 19 条第 2 項第 4 号に該当すると判断する。

(5) 異議申立人の人権侵害と本件処分について

ア 異議申立人は、異議申立書および口頭意見陳述において、「罷免要求書に記載された内容は全て嘘であり、このような不法な行為は認められない。」と主張している。続けて、「このような行為は明らかに他人の人権や名誉を著しく傷つける行為であり見過ごすことはできない、農園に行くと俺たちが署名したからあいつはくびになったといわれ、誰も自分の代わりに自分の信用を回復してくれない。」と主張し、異議申立人の人権への侵害を述べている。

イ これに対して、実施機関は、本件公文書は受理したのみであり、その内容の事実確認は行っていない旨、主張している。

ウ 以上のことを踏まえて本件公文書についてみると、本件公文書は実施機関に対して提出されたものであり、不特定多数の者への公表等を予定したものではない。また、実施機関はこれを受理、保管していたものであり、実施機関として何ら公表等行っていない事実が認められる。さらには、本件公文書に基づいて実施機関が異議申立人に対して不利益処分を行ったものではないことも認められる。

エ よって、当審査会は、異議申立人の人権侵害を理由とする第三者情報の開示の主張は、採用できないものと判断する。

以上のとおりであるので、当審査会は、実施機関が行った本件処分は取り消す必要はないものと判断する。

6 審査会の処理経過

本件異議申立てに関する当審査会の主な処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

【別紙】

審 査 年 月 日	処 理 経 過
平成 15 年 1 0 月 7 日	・ 異議申立書の受理
1 1 月 6 日	・ 練馬区長（実施機関）から諮問
平成 16 年 1 月 1 9 日 （第 2 期第 17 回審査会）	・ 本件異議申立てについて審査手続開始決定 ・ 実施機関の本件異議申立てに対する説明と審議
1 月 2 0 日	・ 実施機関へ非開示理由説明書の提出要求
3 月 8 日	・ 非開示理由説明書を受理
3 月 3 1 日	・ 異議申立人に非開示理由説明書の送付と意見書の提出要請 ・ 異議申立人に口頭意見陳述の希望について照会
4 月 2 日	・ 異議申立人からの口頭意見陳述申立書を受理
5 月 1 9 日 （第 3 期第 2 回審査会）	・ 異議申立人の口頭意見陳述実施
7 月 1 6 日	・ 実施機関からの補充説明書を受理
7 月 3 0 日 （第 3 期第 4 回審査会）	・ 争点の審査 ・ 答申内容の検討
8 月 3 0 日 （第 3 期第 5 回審査会）	・ 答申内容の検討および答申文の作成 ・ 練馬区長（実施機関）への答申